

2018年11月26日
全国港湾18発第44号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認第5項に関する指示

第3回中央執行委員会(11月21日開催)は、2018年(平成30年)11月14日付「年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認」について了承するとともに、同第5項の「ただし、ライフライン関連……」の取扱いについて協議・確認した。

については、各地区港湾(港)において労使協議を取り組むにあたって、下記のとおり指示する。

記

1. 一般でいう「ライフライン」とは、電気・ガス・水道・電話・交通など市民生活の基盤となる生命線を指している。

よって、各地区港湾は、労使協議を取り組むにあたって、ライフラインの取扱いについて拡大解釈のないよう取り組まれない。

2. 各単組・地区港湾は、周辺港との取扱いの差異等、疑義や問題が発生した場合、速やかに全国港湾書記局まで連絡されたい。

なお、次回の労使政策委員会(11月29日)において、あらためて本条の主旨を日港協に申し入れ、徹底することも中央執行委員会において確認されていることを付言する。

以上